

五戸町介護サービス事業者等燃料等価格高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、燃料費高騰の影響を受けている介護サービス事業者等の町内事業者を支援するため、当該年度の予算の範囲内において、指定する事業を経営する者に対し、五戸町介護サービス事業者等燃料等価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、五戸町補助金等の交付に関する規則（平成16年五戸町規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象事業)

第2条 支援金の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、令和8年4月1日時点において、次の各号のいずれかの指定等を受けている町内に所在する事業者又は施設（以下「事業者等」という。）の代表者とする。この場合において、事業者等は、令和8年4月1日から第4条第1項の規定による申請の日まで継続して事業を運営しているものとする。

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する訪問介護、訪問看護、居宅介護支援、通所介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設

(2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する有料老人ホーム

(交付対象者)

第3条 支援金の交付対象者は、次の各号に該当する者とする。

(1) 前条で定める交付対象事業を営む事業所を町内に有し、支援金受給後も事業を継続する意思があること

(2) 交付対象事業を経営する者（法人にあっては、代表者及び役員）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと

(3) 申請日時点において納期限を超えた町税に滞納がないこと

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認める場合は、交付することができる。

(交付対象車両)

第4条 支援金の算定対象となる交付対象車両は、次の各号に該当するものとする。

(1) 化石燃料を使用して自ら走行するものであること

(2) 自動車検査証記載事項に記載された所有者又は使用者の名称が事業者等（法人名称も含む）であり、有効期間の満了する日が支援金申請年度の4月1日以降であること

(支援金の額)

第5条 支援金の支給額は、交付対象車両1台につき3万円とする。

2 支援金の支給は、上記車両が五戸町障害福祉サービス燃料等価格高騰対策や五戸町運送事業者燃料等価格高騰対策での支給を受けていないことを条件とし、1車両当たり1回限りとする。

(支援金の申請)

第6条 支援金の支給を受けようとする交付対象者は、町が別途定める期間までに、五戸町介護サービス事業者等燃料等価格高騰対策支援金交付申請書兼実績報告兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

(1) 五戸町介護サービス事業者等燃料等価格高騰対策支援金交付対象車両一覧(様式第2号)

(2) 交付対象車両全てに係る自動車検査証記載事項の写し

(3) その他町長が必要と認めた書類

(支援金の交付決定)

第7条 町長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、内容を審査し、支援金を交付することが適当であると認めるときは、五戸町介護サービス事業者等燃料等価格高騰対策支援金交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(交付決定の取り消し)

第8条 町長は、申請者が偽りその他不正の手段により支援金の交付の決定を受けた場合は、その決定を取消することができる。

(支援金の返還)

第9条 町長は、前条の規定により交付決定の取り消しをした場合において、すでに支援金を交付しているときは、期限を定めて、交付した支援金の全額を返還するよう命ずるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定をした支援金については、なお従前の例による。

五戸町長 若宮 佳一 様

事業者住所 〒

事業者者名称
(法人は名称及び代表者氏名)

メールアドレス
(連絡のため可能な限り記入)

五戸町介護サービス事業者等燃料等価格高騰対策支援金
交付申請書兼実績報告書兼請求書

私は、五戸町介護サービス事業者等燃料等価格高騰対策支援金を交付申請及び実績報告の上、請求します。

1 交付対象業種（該当する業種の□に✓をしてください。）

業 種	<input type="checkbox"/> 介護保険サービス（訪問介護・訪問看護・居宅介護支援・通所介護・短期入所生活介護・特定施設入居者生活介護・認知症対応型共同生活介護・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・介護老人福祉施設） <input type="checkbox"/> 老人福祉法に規定する有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護は除く）
-----	--

2 町内事業所在地（申請者住所と同じ場合、記入は不要です。）

五戸町

3 交付申請額兼実績報告額兼請求額

金 円

4 誓約内容の確認（裏面の誓約内容を確認して、了承の上、□に✓をしてください。）

5 振込先口座（口座種目には、普通又は当座のどちらかを記入してください。）

金融機関名	支店名	口座種目	口座番号
口座名義人	フガナ		

6 添付書類

- (1) 五戸町介護サービス事業者等燃料等価格高騰対策支援金交付対象車両一覧(様式第2号)
- (2) 交付対象車両全てに係る自動車検査証記載事項の写し
- (3) その他町長が必要と認めた書類

様式第1号 裏面

誓約内容

(1) 以下①から④、全ての要件を満たしています。

- ① 交付対象事業を営む事業所を町内に有し、支援金申請時点で町内において交付対象事業の営業実態があり、支援金受給後も事業を継続する意思がある
- ② 交付対象事業を経営する者（法人にあっては、代表者及び役員）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当しない
- ③ 申請日時点において納期限を迎えた町税に滞納がない
- ④ 自動車検査証記載事項に記載された所有者又は使用者の名称が事業者等（法人名称含む）であり、有効期間の満了する日が支援金申請年度の4月1日以降であること

- (2) 五戸町から、申請に係る聴取、現地調査及び是正のための措置の求め等があった場合は、速やかにこれに応じます。
- (3) 町税の滞納がないことを確認するために必要な、五戸町が保有する私（当社）の町税の納付の状況に関する情報を利用することに同意します。
- (4) 申請の内容は事実と相違ありません。申請の内容に虚偽等があった場合は、支援金全額の返還に異議なく応じます。

様式第2号（第6条関係）

五戸町介護サービス事業者等燃料等価格高騰対策支援金 交付対象車両一覧

事業者名	
------	--

国土交通省東北運輸局に登録又は青森県公安委員会に届出し、所有する自動車について記入してください。20台以上ある場合は2枚目に記載してください。

	車両番号				サービス内容
例	八戸	123	あ	4567	訪問介護
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

※サービス内容には訪問介護・訪問看護・居宅介護支援・通所介護・短期入所生活介護・特定施設入居者生活介護・認知症対応型共同生活介護・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・介護老人福祉施設・有料老人ホームと記載してください。

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

五戸町長 若 宮 佳 一

五戸町介護サービス事業者等燃料等価格高騰対策支援金交付決定通知兼確定通知書

年 月 日付けで申請兼実績報告兼請求のあった五戸町介護サービス事業者等燃料等価格高騰対策支援金については、五戸町介護サービス事業者等燃料等価格高騰対策支援金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付決定兼確定したので通知します。

支援金は、あなたが指定した口座に振り込みます。

記

支援金の額

金 円